

西宮市道路占用許可の基準に関する規程

(広告看板類の占用)

第11条 広告看板類の占用は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 突出看板又は建植看板については、次に掲げる基準によること。

ア 建植看板の支柱は、道路敷地外に設けること。

イ 出幅は道路境界線から1メートル以下とし、厚みは0.5メートル以下とすること。

ウ 下端の高さは、路面から4.5メートル以上(歩道上にあつては、2.5メートル以上)とすること。

(2) 電柱等又は街灯に添加する看板については、次に掲げる基準によること。

ア 電柱等又は街灯について1個に限るものとする。

イ 出幅は、電柱面又は街灯面から0.6メートル以下とすること。

ウ 下端の高さは、路面から4.5メートル以上(歩道上にあつては、2.5メートル以上)とすること。

エ 歩道を有する道路における突出の方向は、歩道側に設けること。

オ 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所以外の箇所及び信号機又は道路標識の効果を妨げない箇所に設けること。

(3) 電柱等又は街灯に巻き付ける看板については、下端の高さは路面から2メートル以上、上端の高さは路面から3.5メートル以下とすること。この場合において、巻き付けの個数は、電柱等又は街灯について1個に限るものとする。

(4) 国又は地方公共団体が設ける横断幕、立看板又はのぼり旗については、市長が別に指示する箇所に設けること。

(5) バス停留所上屋に添加される看板については、次に掲げる基準によること。

ア 上屋を独立の物件とみなし、バス事業者との合意のもと添加広告板を用いて広告事業を行おうとする者が設置するものであること。

イ 上屋の壁面のうち車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外の壁面に設置されるものとし、掲示される広告物は、明らかに運転者に対する訴求の対象となるものではないこと。ただし、特にやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

ウ 幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。

エ 材質及び形状は、強固なものとし、風圧等により飛散しないもので、歩行者等に危害を及ぼすおそれがないものであること。

オ 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際し交通に支障を及ぼすおそれがないものであること。

カ 内照式の添加広告板については、周囲の環境との調和を損なうおそれがないものであること。

キ 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。

ク 広告板の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以内とすること。ただし、車両又は歩行者の通行状況等により、当該広告物が運転者に対する訴求の対象とならないことが明らかであると認められる場合は、3面以上の掲示面を設けることができる。

ケ 広告物の掲示により生ずる死角からの飛び出しによる事故を回避する観点から、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保するなど、必要と認められる安全策が講じられるものであること。